

- 第2期 -

洞爺湖町環境基本計画



うみ
湖海と火山と緑の大地が結びあい
元気をつくる交流のまち



とうろん
洞龍くん

平成31年4月
令和6年3月一部修正
洞爺湖町

目 次

第1章 洞爺湖町環境基本計画について

1 計画策定の背景	2
2 計画の目的	2
3 計画の位置付け	3
4 環境の範囲	3
5 計画の対象地域	4
6 計画の期間	4
7 計画実行者の役割	4
8 SDG s の考え方の活用	5

第2章 洞爺湖町の概要

1 位置・面積・人口	8
2 交通	10
3 産業	11
4 観光	12
5 くらし	13
6 自然環境	14

第3章 目標とする環境像と基本目標

1 目標とする環境像	16
2 基本目標	16
3 個別目標	18

第4章 具体的な取組み

1 豊かな自然と共生するまち	20
2 生活環境を守り、安心・安全に暮らせるまち	22
3 地球環境を保全するまち	24
4 循環型社会を推進するまち	27
5 環境を知り学び守る行動が広がるまち	29
コラム 海洋プラスチックごみ問題	31

第5章 計画の推進と進行管理

1 推進体制	34
2 進行管理	35

第1章

洞爺湖町環境基本計画について

- 1 計画策定の背景
- 2 計画の目的
- 3 計画の位置づけ
- 4 環境の範囲
- 5 計画の対象地域
- 6 計画の期間
- 7 計画実行者の役割

1 計画策定の背景

私たちのまち洞爺湖町は、湖（洞爺湖）と山（有珠山）と海（噴火湾）に囲まれた自然豊かなまちです。緑の大地が四季折々の変化に富み、澄んだ空気や清らかな水に恵まれた自然環境はかけがえのないものであり、洞爺湖畔と有珠山麓一帯が「支笏洞爺国立公園」として指定を受け、住民はもとより洞爺湖町を訪れる人々の心にゆとりと潤いをもたらしています。

洞爺湖町では、洞爺湖町公害防止条例を制定し生活環境問題や公害問題への対処に努めてきましたが、今日の環境問題は、大都市圏の大規模な事業に限られたものではなく、日常生活や通常の事業活動によって発生する環境への負荷が温暖化やオゾン層の破壊などを引き起こし、地球環境という空間的広がりや次の世代にわたる影響という時間的な広がりを持った重大な問題となっています。

私たちは、大量生産・大量消費・大量廃棄という社会経済システムを構築し、利便性や物質的な豊かさを追求し続けてきました。その結果、循環型社会のバランスは崩れ、人類の生命に危機を及ぼす地球環境問題に至るまで、多くの弊害を生み出しています。

これらの環境問題に対応していくためには、従来の公害対策に加え、社会システムやライフスタイルを見直し、環境への負荷の少ないものに転換していくことが大切であり、住民・事業者・町がそれぞれの役割を適切に担うことが求められています。

2 計画の目的

第2期「洞爺湖町環境基本計画」は、安全で健康かつ快適な生活を営むことができる良好な環境を保全し、未来の世代へ引き継いでいくために制定した洞爺湖町環境基本条例第8条の規定に基づき、住民・事業者・町が協力し、連携して取り組む環境保全の方向性を示すとともに、今後の環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

なお、計画策定においては、以下の洞爺湖町環境基本条例第7条に示された施策の基本方針を念頭に策定します。

＜施策の基本方針＞

- (1) 町民の健康の保護と生活環境の保全が図られ、健康で安全に生活できる社会を実現するため、大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。
- (2) 人と自然とが共生する環境の保全及び創造のため、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 身近な自然環境又は個性を生かした景観等の確保及び歴史的又は文化的環境の形成を図り、潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる良好な快適環境を創造すること。
- (4) 環境への負荷の少ない循環型社会を構築し、地球環境保全に資する社会を実現するため、廃棄物の減量化、資源の循環的な利用、自然エネルギーの有効利用等を促進すること。

○洞爺湖町環境基本条例

(環境基本計画の策定)

第8条 町長は、環境の保全と創造に関する施策を推進するために、環境基本計画を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次の事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全と創造に関する長期的な目標
- (2) 環境の保全と創造に関する計画的かつ具体的な取組み
- (3) 計画の進行管理に関すること。

3 環境基本計画は、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の基本的な事項について定めるものとする。

4 町長は、環境基本計画を定めようとするとき、又は環境基本計画を変更しようとするときは、町民と事業者の意見を反映させるために必要な取組みをするとともに、洞爺湖町環境審議会の意見を聴かなければならない。

3 計画の位置づけ

環境の保全及び創造は、町民が健康で文化的な生活を営む上で健全で恵み豊かな環境を確保し、現世代のみならず将来の世代へ継承していくことを目的に、循環型・環境保全型社会の構築に向けて積極的な取り組みを行い、住民・事業者・町のそれぞれが、自らの問題として、日常生活や事業活動において積極的に推進するための方向性を示す具体的な計画とする。

4 環境の範囲

本計画で対象とする範囲は洞爺湖町環境基本条例で示す内容及び将来の環境変動を考慮して定め、具体的な環境の範囲と内容を表1に示すとおりとします。

表1. 環境の範囲と具体例

項 目	具 体 例
自 然 環 境	自然保護活動、遊歩道管理、生物多様性の保全など
生 活 環 境	公害・自然災害対策、有害物の管理、環境美化活動など
地 球 環 境	地球温暖化防止対策、省エネ・再エネの推進など
循 環 環 境	廃棄物の適正処理・発生抑制、リサイクルなど
伝える環境	環境学習の実施、団体への協力、縄文文化の継承など

5 計画の対象地域

対象地域は洞爺湖町の行政区域全体とします。ただし、行政区域を超えた広域的な取り組みが必要となる施策や課題については、周辺自治体との関連性を考慮した計画とします。

6 計画の期間

環境基本計画の期間は平成 31 年度（2019 年 4 月 1 日）から令和 10 年度（2029 年 3 月 31 日）までの 10 年間とし、洞爺湖町環境審議会からの意見聴取により、必要に応じて 5 年を目処に見直しを行います（図 1）。

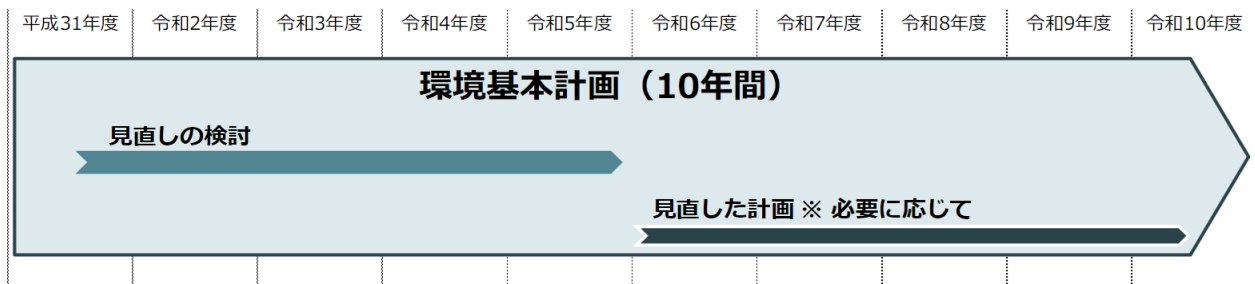


図 1. 環境基本計画期間イメージ図

7 計画実行者の役割

環境を守り、育て、創造していくためには、日常生活や事業活動による環境への負荷の低減を目指し、住民・事業者・町の自主的な取り組みが重要です。各主体が責任を持ち、それぞれの役割に応じた取り組みを行うための指針を示します。

■町

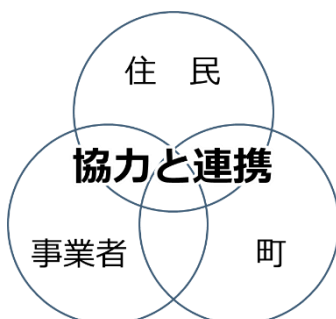
「洞爺湖町環境基本計画」に基づき各種施策を展開し、計画に掲げた理念や目標の実現を目指します。また、住民や事業者の環境保全に関する取り組みを促すため積極的な啓発活動及び率先した環境保全活動を行います。

★住民

日常生活や地域活動を通して、環境負荷の低減とより良い環境づくりに積極的に取り組み、町が実施する環境施策に協力します。

●事業者

営業活動や地域活動を通して、環境負荷の低減とより良い環境づくりに積極的に取り組み、町が実施する環境施策に協力します。



8 SDGsの考え方の活用

「持続可能な開発目標（SDGs）」の課題は、当町を取り巻く課題と共通するものが多く当町の持続的な発展を図るうえでは、当町自らが積極的に SDGs 達成に寄与する取組を進めていく必要があります。

国の第5次環境基本計画においては、「SDGsの考え方も活用し、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を進めることが重要である」としています。

このことから、本計画においても、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら、地域課題の解決とともに、地球規模の環境課題の解決にも貢献していく取組を推進します。



1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

8 働きがいも経済成長も	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディセント・ワーク）を促進する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10 人や国の不平等をなくそう	各国内及び各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 つくる責任 つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナリーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

第2章

洞爺湖町の概要

- 1 位置・面積・人口
- 2 交通
- 3 産業
- 4 観光
- 5 くらし
- 6 自然環境

1 位置・面積・人口

平成 18 年 3 月 27 日、旧虻田町と旧洞爺村の合併により誕生した洞爺湖町は、支笏洞爺国立公園内にあり、湖（洞爺湖）と山（有珠山）と海（噴火湾）に囲まれた自然豊かなまちです。

当町は北海道の中央南西部（東経 140 度 43 分 32 秒から 58 分 19 秒、北緯 42 度 31 分 13 秒から 41 分 58 秒）に位置し（図 2）、東は伊達市や壮瞥町、西には豊浦町、北にかけては留寿都村や真狩村に接しています。面積は 180.87km²、人口は 8,095 人、世帯数は 4,709 世帯、人口密度は 44.8 人/km²です（数値はいずれも令和 5 年 3 月 31 日現在）。

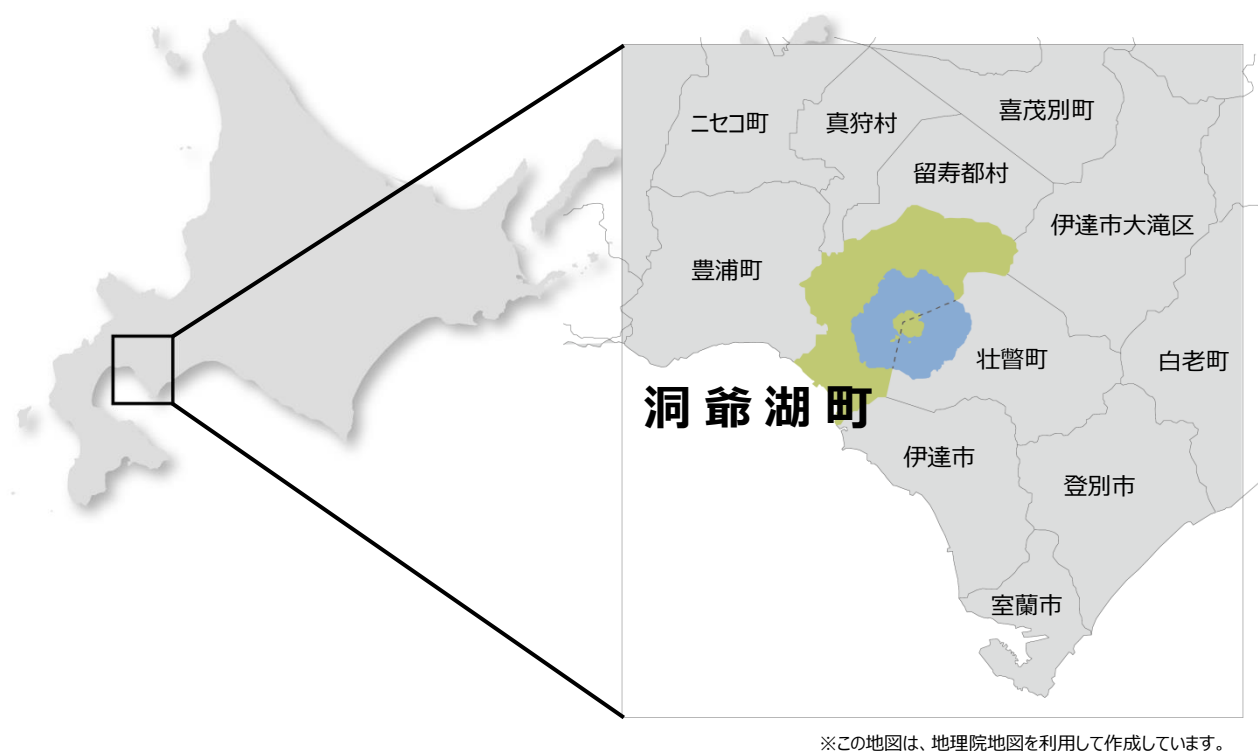


図 2. 洞爺湖町の位置

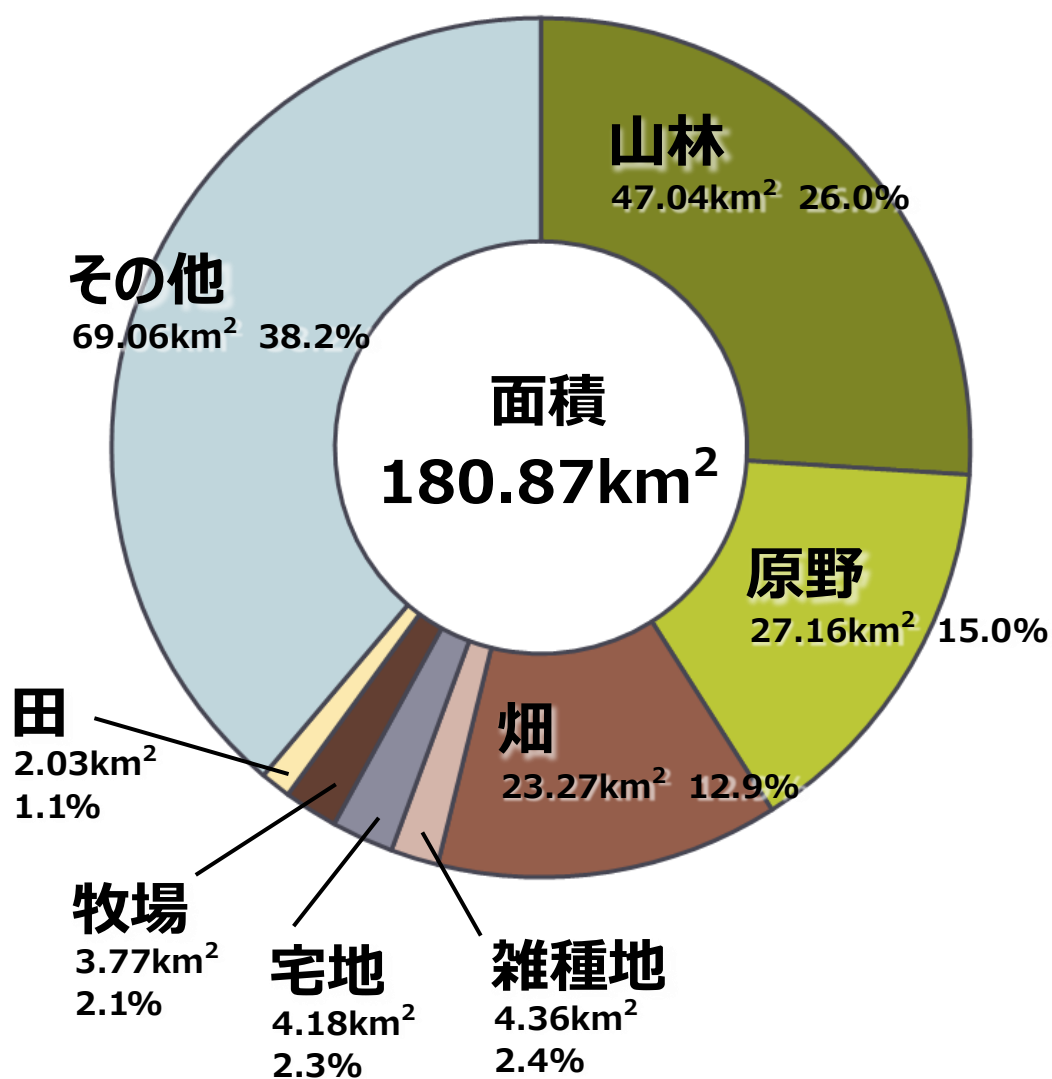


図3. 地目別土地面積（令和5年4月1日現在 資料：固定資産概要調書）

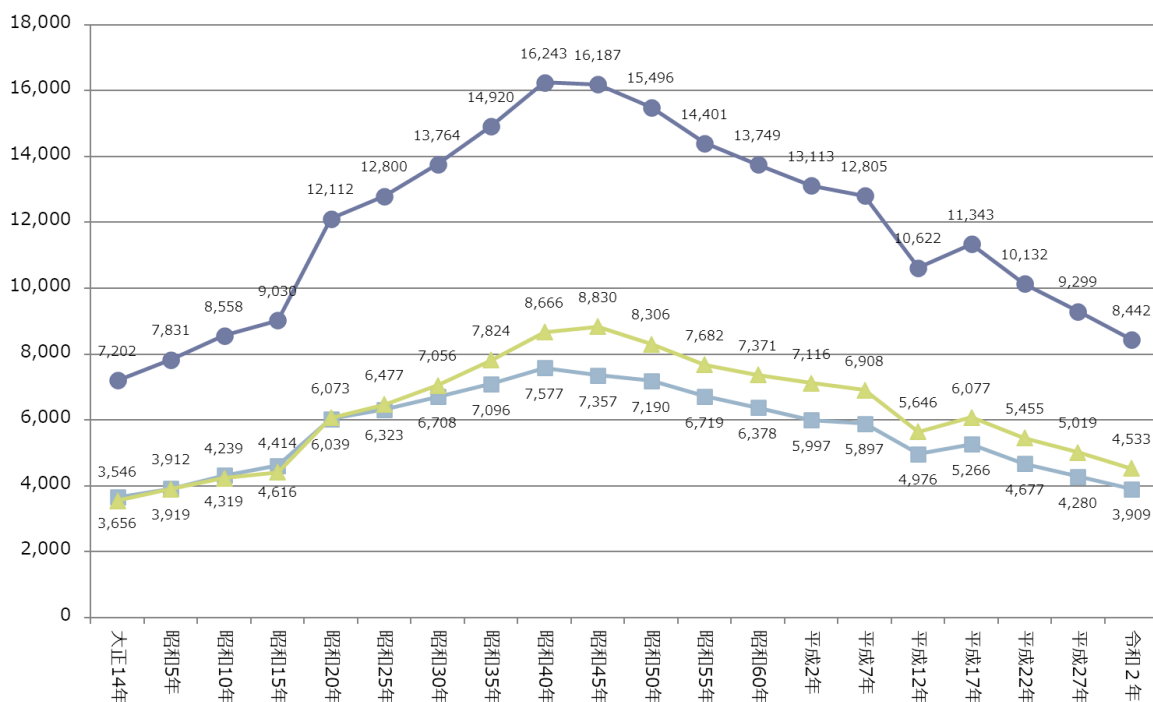


図4. 人口の推移 (▲総数(人) ◆男性(人)、■女性(人) 資料：国勢調査)

2 交通

洞爺湖町は、北海道縦貫自動車道の虻田・洞爺湖インターや JR 洞爺駅を有し、国道 37 号と国道 230 号を結ぶ交通の要所となっています。

新千歳空港からはバスで 1 時間 30 分程度で移動でき、東京から 3 時間 30 分程度で洞爺湖町へ到着できます。

また、フェリーを利用して海路で上陸後、マイカーにて苫小牧港からは約 1 時間 30 分、室蘭港からは 1 時間程度と気軽な距離となっており、鉄路では平成 28 年 3 月に青森―新函館北斗間の新幹線が開通し、新函館北斗駅から洞爺駅までは、特急で約 2 時間の移動距離となっています。

道路網は、洞爺湖町から札幌市を結ぶ国道 230 号、室蘭市を結ぶ国道 37 号、苫小牧市・千歳市を結ぶ国道 36 号と主要道路が隣接し、車による移動もスピーディーです。

道央自動車道を利用すれば旭川市からも 3 時間 30 分程度で到着できる交通網となっています。

3 産業

洞爺湖町は、サービス業を中心に、農漁業、商工業と都市型の産業構造となっています(表2)。産業構成は農漁業、商工業、サービス業と都市型の産業構造となっており、観光地であることから、第3次産業が70%を占めています。

また、農業では洞爺地区を中心として野菜をはじめとしたいも類、豆類、水稻などの生産と畜産が行われ、特に「セルリー、赤シソ」は北海道でもトップクラスの生産量を誇っています。

漁業では噴火湾でのホタテの養殖を中心に、「ホタテ、うに、かれい」などの水産加工業も行われています。

表2. 事業所の概要（資料：経済センサス - 基礎調査、経済センサス - 活動調査）

産 業 別	平成24年		平成26年		平成28年		令和3年	
	事業所 (件)	従事者数 (人)	事業所 (件)	従事者数 (人)	事業所 (件)	従事者数 (人)	事業所 (件)	従事者数 (人)
農業・林業	11	44	11	59	9	59	10	45
漁業	1	29	2	44	2	47	3	46
鉱業・採石業・砂利採取業	1	3	2	8	-	-	1	2
建設業	47	287	50	289	47	279	44	244
製造業	35	359	37	417	31	364	31	310
電気・ガス・熱供給・水道業	1	4	2	20	1	11	3	21
情報通信業	0	0	0	0	1	1	0	0
運輸業・郵便業	15	240	14	193	15	194	15	208
卸売業・小売業	113	527	120	632	115	593	96	545
金融業・保険業	9	53	9	36	8	40	7	33
不動産業・物品賃貸業	27	56	32	51	25	43	24	39
学術研究、専門・技術サービス業	18	72	21	110	16	63	17	73
宿泊業・飲食サービス業	105	1,189	95	1,117	102	1,123	96	1,143
生活関連サービス業・娯楽業	45	90	47	101	42	87	34	58
教育、学習支援業	3	10	21	175	6	20	20	168
医療、福祉（介護事業を含む）	33	1,426	43	968	39	902	41	973
複合サービス事業	7	68	7	94	8	98	8	112
サービス業	30	172	30	127	27	128	27	121
公務	-	-	9	244	-	-	8	151
全産業（公務を除く）	501	4,629	543	4,441	494	4,052	477	4,141
全産業	-	-	552	4,685	-	-	485	4,292

※平成24年及び平成28年については、民営事業所を対象とした経済センサス - 活動調査データのため、公務は含まれていません。

4 観光

洞爺湖町は、約 11 万年前の火山活動によって誕生した洞爺湖や現在もその活動を続けている有珠山を有し、地球の営みの様子を感じられることから、洞爺湖有珠山ジオパークとしてユネスコ世界ジオパークに認定されています。

四季昼夜問わず美しい表情を見せてくれる洞爺湖を中心に多くの宿泊施設や飲食施設があり、交通の便もよく、年間約 300 万人もの観光客が訪れる北海道有数の観光地となっています（図 5）。

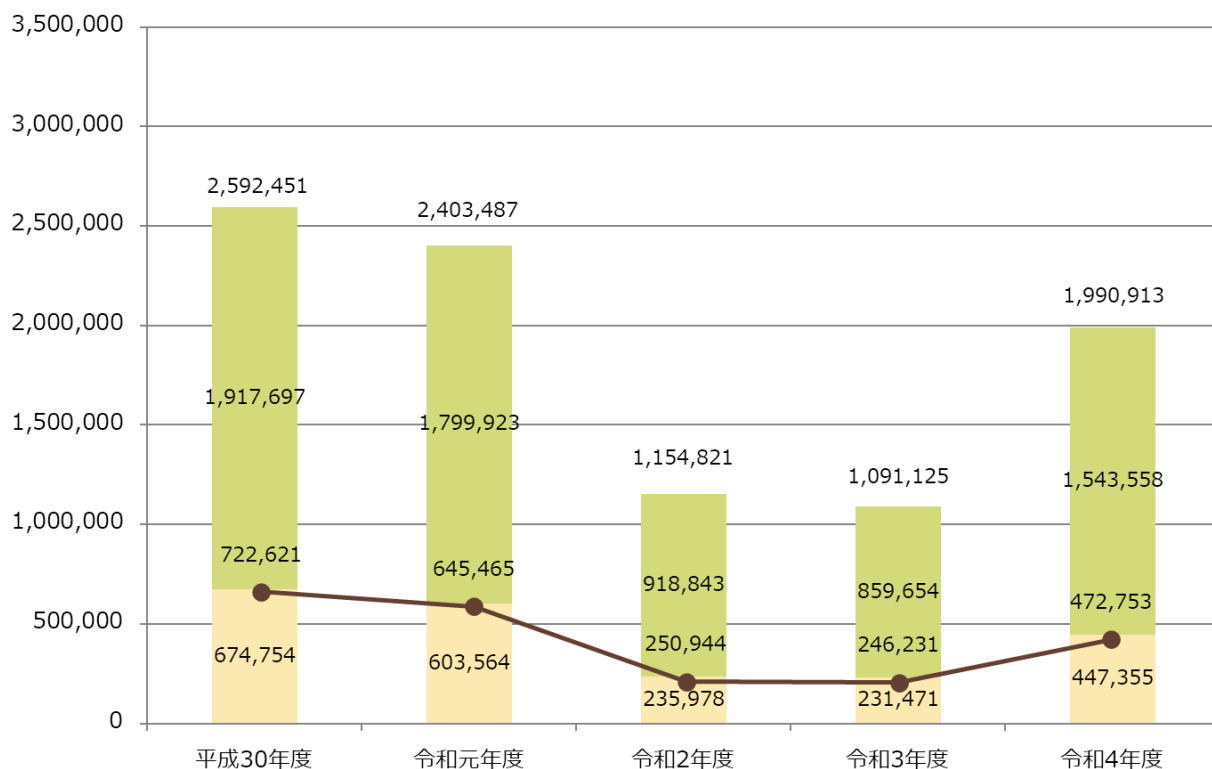


図 5. 洞爺湖温泉観光客入込み状況（■ 宿泊実数 ■ 日帰り客 ● 宿泊客延数）

5 くらし

洞爺湖町で行っているごみ処理は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ（ビン・カン・ペットボトル）の他、生ごみは洞爺湖町リサイクルセンター花美館で堆肥化を行い、新聞紙・雑誌・ダンボールなどは自治会によって資源回収が行われています。

役場本庁舎や各支所においては、小型家電リサイクルBOXや衣類などの繊維リサイクルBOXを設置し、ごみのリサイクルを推進しています。

また、下水道の水洗化率は令和4年度で88.4%となっており、年々少しずつ上昇しています（表4参照）。

表3. ごみ処分量（単位：t）

年 度	家庭系		事業系		資源ごみ	生ごみ	資源回収	家電 リサイクル	繊維 リサイクル
	可燃	不燃	可燃	不燃					
平成29年度	1,465	365	1,531	253	105	853	475	4	3
平成30年度	1,406	328	1,636	235	95	856	449	5	4
令和元年度	1,410	354	1,588	200	84	851	371	6	3
令和2年度	1,367	365	1,251	167	87	641	302	4	3
令和3年度	1,284	299	1,174	191	82	667	331	2	3
令和4年度	1,279	343	1,341	136	82	668	296	5	3

表4. 下水道普及状況（各年3月31日現在 単位：人）

年 度	全 体			本町地区			洞爺湖温泉地区			洞爺地区		
	処 理 区域内 人 口	水洗化 人 口	水洗化率	処 理 区域内 人 口	水洗化 人 口	水洗化率	処 理 区域内 人 口	水洗化 人 口	水洗化率	処 理 区域内 人 口	水洗化 人 口	水洗化率
平成29年度	7,641	6,715	87.9%	5,786	5,071	87.6%	1,068	967	90.5%	787	677	86.0%
平成30年度	7,507	6,605	88.0%	5,675	4,977	87.7%	1,032	940	91.1%	800	688	86.0%
令和元年度	7,387	6,505	88.1%	5,589	4,905	87.8%	1,003	915	91.2%	795	685	86.2%
令和2年度	7,213	6,360	88.2%	5,478	4,814	87.9%	954	872	91.4%	781	674	86.3%
令和3年度	7,033	6,210	88.3%	5,347	4,706	88.0%	902	827	91.7%	784	677	86.4%
令和4年度	6,958	6,148	88.4%	5,291	4,659	88.1%	870	800	92.0%	797	689	86.4%

6 自然環境

洞爺湖町には海・湖・森・火山など多様な自然環境があることにより、多くのいきものが生息しています。

中でも洞爺湖及び有珠山周辺は支笏洞爺国立公園に指定され、美しい自然が保護・管理されており、湖と森と火山が織りなす美しい景観が、訪れる人々の心を癒しています。



第3章

目標とする環境像と基本目標

- 1 目標とする環境像
- 2 基本目標
- 3 個別目標

1 目標とする環境像

住民の豊かさやゆとりある生活の実現に向けて、恵まれた美しい水環境や緑を次世代に引き継ぐとともに、環境問題に対する理解の高揚を図りながら、自然との共生を基本としたまちづくりや地球環境にやさしい循環型社会への転換を進めていくことを基本理念とします。

そこで、洞爺湖町が目指す地域の将来像として“目標とする環境像”を設定し、その実現に向けて計画を推進していきます。

目標とする環境像

湖・山・海とともに歩む心豊かなまち

2 基本目標

洞爺湖町が目指す環境像を実現するために、5つの基本目標を定め各目標の達成を目指します。

豊かな自然と共生するまち

洞爺湖町は、湖、山、海と多くの自然環境に恵まれています。

これらの自然環境は私たちの暮らしにゆとりを与えるだけでなく、大気や水質の浄化作用を持ち、多様な生物の生息地となっています。

また、洞爺・花和・月浦地区をはじめとする豊かな大地は、様々な実りを与えてくれます。

このような洞爺湖町の豊かな自然環境の保全に向け、環境への負荷に配慮した適切な土地利用・管理を推進し、みなさんが自然を感じられるよう、人間が自然と憩える場所の整備に努めます。

生活環境を守り、安心・安全に暮らせるまち

事業活動や我々の暮らしの中では、様々な公害問題が起こる可能性があります。特に、野焼きや有害物質の焼却による大気汚染、工場排水や生活排水による水質汚濁などの問題に注目する必要があります。

これらの環境問題に対処するには法令による規制のみならず、事業所排水の適正処理や農地の適切な施肥管理の徹底など、使用者・排出者の自主的な取り組みの強化も求められるだけでなく、定期的に環境測定を実施し、公害の未然防止を図ることが重要です。

また、来町者を色とりどりの花で迎える、花いっぱい運動に代表されるような緑化活動の拡大を図り、市街地や住宅地内にみどりを創出し、適正に管理していくことも大切な要素のひとつです。

「洞爺湖町さわやか環境条例」に定められた空き地などの適正管理を推進し景観の保全に努めます。

地球環境を保全するまち

地球温暖化、オゾン層の破壊など直面する地球環境の危機が、大都市における大規模な事業に限られたものではなく、日常生活や通常の事業活動に起因するものだということを正しく認識しなければなりません。

特に、地球温暖化問題は重要な課題となっており、国の「地球温暖化対策推進法」の改正や、「地球温暖化対策計画」が改正され、温室効果ガスの削減目標が「2013 年度比 46%削減」に見直され、この目標達成に向け、住民・事業者・町が一体となって環境に配慮したエネルギー消費、行動を自ら選択して実践していくことに努めます。

循環型社会を推進するまち

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、資源の枯渇やごみ問題、地球温暖化をはじめとする地球全体の環境問題を引き起こしています。

洞爺湖町では、空き缶などの分別回収や生ごみの堆肥化に取り組み、循環型社会への転換に向けた施策を実施していますが、私たち一人ひとりが限りある資源を大切にし、更なるごみの排出抑制・再利用・再資源化に努め、環境にやさしいライフスタイルへの転換を積極的に推進します。

環境を知り学び守る行動が広がるまち

現在の環境問題は、相互に複雑に関連し、地域の環境から地球環境にわたり大きな影響を及ぼしており、一人ひとりが加害者であると同時に被害者でもあるという状況を生み出しています。

このため、幅広い年齢層を対象とした環境学習を実施し、環境意識の高揚を図るとともに、住民・事業者・町が協力・連携し、環境問題の解決に取り組む必要があります。

洞爺湖町の有する美しい景観を保全することはもとより、先人が築いた歴史・文化を含めた特色ある取り組みを推進します。

3 個別目標

本計画は基本目標ごとに、さらに個別目標を定め 10 年間の計画の中で目標を達成していきます。

豊かな自然と共生するまち

個別目標

- 豊かな自然環境の保全と創造
- 自然環境とくらしの調和
- 生物多様性の保全

生活環境を守り、安心・安全に暮らせるまち

個別目標

- 公害監視体制の強化
- 有害物質等の適正管理
- 環境美化活動の推進
- 災害に強いまちづくり

地球環境を保全するまち

個別目標

- 地球温暖化防止対策の推進
- 環境に配慮したライフスタイルへの転換
- 省資源・省エネルギーの推進
- 再生可能エネルギーの推進

循環型社会を推進するまち

個別目標

- 廃棄物の発生抑制と減量化
- 廃棄物の再資源化
- 廃棄物の適正処理の推進
- 不法投棄の撲滅

環境を知り学び守る行動が広がるまち

個別目標

- 生涯にわたる環境学習の実施
- 住民・事業者・町の役割分担とパートナーシップの形成
- 郷土の歴史・文化の保全と伝承

第4章

具体的な取組み

- 1 豊かな自然と共生するまち
- 2 生活環境を守り、安心・安全に暮らせるまち
- 3 地球環境を保全するまち
- 4 循環型社会を推進するまち
- 5 環境を知り学び守る行動が広がるまち

1 豊かな自然と共生するまち



豊かな自然環境の保全と創造

本町の自然は、支笏洞爺国立公園に指定されている洞爺湖及び有珠山周辺の森林地帯をはじめ、湖に注ぎ込む大小様々な河川など広範囲におよびます。この豊かな自然を次世代に引き継ぐためのまちづくりに努めます。

■町の取組

- ・洞爺湖や有珠山などありのままの自然を保護します。
- ・町有林の保護・整備に取り組みます。
- ・町内の公園、広場等の適正な維持管理に取り組みます。

★住民の取組

- ・身近な自然環境を大切にしましょう。
- ・公園の維持に協力しましょう。
- ・遊歩道や登山道の散策の際は、路外に立ち入らないようにしましょう。
- ・国立公園内の自然物を採取しないようにしましょう。

●事業者の取組

- ・事業活動において、自然生態系への配慮を行いましょう。
- ・企業内で自然保護意識を高めましょう。

自然環境とくらしの調和

私たちは日々自然の恵みを享受して暮らしており、自然と暮らしは極めて密接な関係にあります。豊かな暮らしを与えてくれる自然に感謝し、寄り添いながら生活を営むよう努めます。

■町の取組

- ・虻田海域の水質検査を行います。
- ・ビオトープの整備に取り組みます。
- ・町内のエゾシカ問題に取り組みます。
- ・自然を満喫できるよう、自然散策道の管理に取り組みます。
- ・キャンプ場の管理・運営・利用者のマナー向上に取り組みます。

★住民の取組

- ・地産地消に努めましょう。
- ・ピクニックやキャンプなど、自然とふれあう機会を増やしましょう。
- ・自然観察会や学習会などに参加し、自然環境に関する知識や理解を深めましょう。

●事業者の取組 -----

- ・開発事業を実施する際は、必要に応じて事前に適正な環境評価を行いましょう。
- ・畑に過度な肥料を撒かないようにしましょう。
- ・従業員への環境教育研修の機会を設けましょう。

生物多様性の保全

私たちの身の回りの自然環境は、多種多様な生物の生息空間となっています。

しかし、開発や外来生物の持ち込みなどで在来種の生育環境が荒らされている現状もあることから、絶滅危惧種や希少種を守り残すよう努めます。

■町の取組 -----

- ・開発行為などについて野生生物の保護・保全に配慮されるよう取り組みます。
- ・特定外来生物の防除活動を推進します。
- ・カラスやネコ、キツネなど身近な野生生物についての情報提供や、餌付け禁止の普及啓発に取り組みます。

★住民の取組 -----

- ・野生動物にエサを与えないようにしましょう。
- ・ペットは責任を持って最後まで飼うようにしましょう。
- ・外来生物予防三原則「入れない」「捨てない」「拡げない」を守りましょう。
- ・外来生物の防除活動に参加しましょう。
- ・各種勉強会や研修などに参加し生物多様性についての知識・理解を深めましょう。

●事業者の取組 -----

- ・自然を改変する開発行為は、環境の保全に配慮した計画や工事にしましょう。
- ・緑地整備等は在来種を用いるなど、地域の植生に配慮しましょう。
- ・外来生物の防除活動に参加しましょう。

2 生活環境を守り、安心・安全に暮らせるまち



公害監視体制の強化

生活や事業排水は、水質汚濁や地下水の汚染を引き起こさないよう適切に処理されなければなりません。

また、生活環境を守るためには騒音・振動・悪臭についても監視しなければなりません。

静穏な生活環境を維持するために、きれいな空気や水の状態を維持し、健康で安心・安全に暮らせるまちづくりに努めます。

■町の取組

- ・公害対策審議会を設置し、公害対策について話し合います。
- ・公害監視員を置き、日々の生活で公害を監視します。
- ・河川や湖の水質調査を行い、水が汚染されていないか監視します。
- ・騒音・振動・悪臭に対する指導や啓発に取り組みます。

★住民の取組

- ・ごみの野焼きは絶対にやめましょう。
- ・使用済み油をそのまま流さないようにしましょう。
- ・洗剤の使用量は最低限にしましょう。
- ・薪ストーブなどは適切な煙突高をとり、煙害を防止しましょう。
- ・日常生活において騒音や悪臭などで近隣に迷惑をかけないようにしましょう。

●事業者の取組

- ・大気汚染防止法、水質汚濁防止法、振動規制法、騒音規制法、悪臭防止法、洞爺湖町公害防止条例などの法令を遵守し、環境負荷の軽減に努めましょう。
- ・事業活動による振動・騒音や悪臭で、近隣住民に迷惑をかけないようにしましょう。
- ・環境汚染事故防止のため、定期的な設備点検・整備を行いましょう。
- ・汚水の適正処理を行い下水道や自然環境への負荷を軽減させましょう。

有害物質等の適正管理

安全・安心に暮らすためには、古くからの人間活動に伴い生み出された有害物質も無視できないことから、当町では有害物質の適正管理及び処理に努めます。

■町の取組

- ・PCB廃棄物を適正に処理します。
- ・アスベストの大気飛散防止対策を徹底します。

●事業者の取組 -----

- ・事業活動において、P C Bやアスベストの適正処理を行いましょう。

環境美化活動の推進

皆が住みよい環境を作るためには、一人ひとりの取組みが必要不可欠です。

気持ちよく生活できる環境を作るため、町のみなさんが日ごろから環境美化に取組みやすい体制が整えられるよう努めます。

■町の取組 -----

- ・町内会の協力を得て、町内一斉清掃の取り組みを支援します。
- ・花いっぱい運動を行い、綺麗な花で住民や来町者の心を癒します。
- ・下水道施設の適正管理に努めます。
- ・浄化槽の設置を支援します。
- ・町道や公園の草刈りや樹木の剪定を行います。

★住民の取組 -----

- ・町内一斉清掃などのごみ拾い活動に参加しましょう。
- ・自治会管理花壇の手入れを協力して行いましょう。
- ・浄化槽を設置している家庭は、定期検査を受けるなど適正な管理を行いましょう。

●事業者の取組 -----

- ・清掃活動に積極的に参加しましょう。
- ・敷地の草刈りなど、自社の環境管理を適正に行いましょう。

災害に強いまちづくり

人々の暮らしは自然災害と切り離せません。大雨・洪水・大雪・地震・噴火など、いつどんな災害が起こっても慌てず対応できるよう、日ごろからの準備が大切です。

災害の被害を最小限にする「減災」の観点から自然災害と向き合っていくよう努めます。

■町の取組 -----

- ・洞爺湖町地域防災計画に基づき自然災害に備えます。
- ・災害に合わせたハザードマップを提供します。
- ・定期的に避難訓練を行います。
- ・災害発生時の避難路の環境整備に取り組みます。
- ・大雨等の河川の氾濫を防ぐため、河川・側溝の整備・維持管理を行います。

★住民の取組 -----

- ・避難訓練に参加しましょう。
- ・もしものときの避難場所を家族で確認しましょう。
- ・学習会などに参加し、自然災害に関する知識・理解を深めましょう。

●事業者の取組 -----

- ・さまざまな災害を想定した避難訓練を行いましょう。
- ・自然災害に関する学習会などを行いましょう。

3 地球環境を保全するまち



地球温暖化防止対策の推進

地球温暖化をはじめとした地球環境問題は、国際的でとても大きな問題です。

私たちの生活が地球環境に影響を与えていることを理解し、影響を小さくするための行動を実践する必要があることから、当町でも地球温暖化防止対策の推進を図ります。

■町の取組 -----

- ・地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の見直し、再生可能エネルギー導入目標及び地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を策定し、実効性のある施策を行います。
- ・地産地消を推進し、輸送エネルギーを削減します。
- ・公用車の低排出ガス車への更新に努めます。
- ・公共施設からの二酸化炭素排出量の削減に取り組みます。

★住民の取組 -----

- ・輸送時のCO₂削減のため、地元製品の購入に努めましょう。
- ・エコドライブに努めましょう。
- ・なるべく公共交通機関を利用しましょう。
- ・地球温暖化に関する情報収集を行い、環境に配慮した生活意識を高めましょう。

●事業者の取組 -----

- ・効率的な輸送システムを構築しましょう。
- ・学習会などを開催し、地球温暖化に関する意識の向上に努めましょう。

環境に配慮したライフスタイルへの転換

地球環境問題を解決するには、一人ひとりの行動を見直し環境負荷を低減させることが大切です。住民・事業者・町が一丸となり、身近なものから着実に取り組む必要があります。

■町の取組

- ・ホームページや広報誌等で環境に配慮したライフスタイルの情報提供を行います。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進します。
- ・ノー残業デーの実施に取り組みます。

★住民の取組

- ・エコマークがついているものなど、環境にやさしい製品を選びましょう。
- ・情報収集を行い、環境に配慮した生活意識を高めましょう。

●事業者の取組

- ・クールビズ・ウォームビズに取り組みましょう。
- ・ノー残業デーの実施に取り組みましょう。
- ・エコマークやグリーンマーク製品の購入に努めましょう。
- ・勉強会などを開催し環境に配慮する意識の向上に努めましょう。

省資源・省エネルギーの推進

地球上にある資源には限りがあります。エネルギーも限りある資源を使って作り出されているのがほとんどです。

なるべく資源やエネルギー消費の少ない生活を心がけ、限りある資源を未来に引き継ぐよう取り組んでいきます。

■町の取組

- ・街路灯のLED化に取り組みます。
- ・自治会設置の防犯灯LED化の助成に取り組めます。
- ・公共施設の冷暖房の効率化に努めます。
- ・こまめな節電を心がけるよう取り組みます。
- ・省エネルギー型製品の購入に取り組みます。

★住民の取組

- ・住宅の断熱化に努めましょう
- ・家電などを買い替える際は、省エネルギー型の商品を選びましょう。
- ・冷暖房の温度や稼働時間の最適化に努めましょう。
- ・節電に努めましょう。
- ・情報収集を行い、省エネルギー生活の意識を高めましょう。

●事業者の取組 -----

- ・設備や機器を買い替える際は、省エネルギー型の製品を選びましょう。
- ・冷暖房の温度や稼働時間の最適化に努めましょう。
- ・節電に努めましょう。
- ・省エネルギーに取り組むよう、従業員の教育に努めましょう。

再生可能エネルギーの推進

再生可能エネルギーは、環境にやさしいだけでなく、地域的なエネルギーであるため、災害にも強い側面を持っています。

当町でも再生可能エネルギーの技術を積極的に取り入れ、エネルギーを将来に残すよう取り組みます。

■町の取組 -----

- ・公共施設における再生可能エネルギー活用に取り組みます。
- ・地熱発電事業の推進に努めます。
- ・再生可能エネルギーについて情報収集し提供します。

★住民の取組 -----

- ・太陽光発電など、家庭でできる再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- ・再生可能エネルギーに関する知識を深めましょう。

●事業者の取組 -----

- ・太陽光発電など再生可能エネルギーの導入に努めましょう。
- ・再生可能エネルギーを活用した事業の検討に努めましょう。
- ・再生可能エネルギーに関する知識を深めましょう。

4 循環型社会を推進するまち



廃棄物の発生抑制と減量化

当町のごみ量は観光客が増加している要因もあり、人口が減少しているにもかかわらず、横ばい傾向にあります。

ごみを削減し、処理費用や使用エネルギーを抑えて、お財布にも地球にもやさしいまちを目指します。

■町の取組

- ・一般廃棄物処理基本計画に基づき廃棄物量の削減に取り組みます。
- ・食べ残しを減らすよう普及啓発に取り組みます。
- ・マイバックなどの利用促進に向けた普及啓発に努めます。
- ・使い捨てプラスチック製品の使用抑制に向けた普及啓発に取り組みます。

★住民の取組

- ・マイバックを持参したり、包装の少ない商品の購入に努めましょう。
- ・長く使用できる商品や詰め替え商品の購入に努めましょう。
- ・修理や補修などを行い、製品をなるべく長く使用しましょう。
- ・海洋汚染防止にも繋がるため、使い捨てプラスチック製品の使用を見直しましょう。

●事業者の取組

- ・事業活動に伴う廃棄物の減量化に努めましょう。
- ・商品の過剰包装は控えましょう。
- ・簡易包装やノーレジ袋運動を推進しましょう。

廃棄物の再資源化

そのまま捨てられれば燃やされたり、埋められたりするごみも、きちんと分別して排出されれば資源になります。

限りある資源を大切に、再利用を促進するまちづくりのため、ごみの分別やリサイクルに努めます。

■町の取組

- ・わかりやすくごみの分別ができるよう、普及啓発に取り組みます。
- ・生ごみ堆肥化施設（リサイクルセンター花美館）の運営を行います。
- ・町内団体が行う資源回収費用の助成を行います。
- ・小型家電や衣類のリサイクル促進に取り組みます。

★住民の取組 -----

- ・ごみの分別を適切に行いましょう。
- ・3 R（リデュース・リユース・リサイクル）運動に取り組みましょう。
- ・地域の集団回収に協力しましょう。
- ・食材の使いきりや生ごみの水きりを徹底しましょう。

●事業者の取組 -----

- ・ごみの分別を適切に行いましょう。
- ・製造したものを、回収・リサイクルできるように取り組みましょう。
- ・原材料に再生資源を使用するよう努めましょう。
- ・段ボールや雑紙など古紙のリサイクルに努めましょう。

廃棄物の適正処理の推進

廃棄物の適正処理を進め、分別の徹底や資源回収を積極的に推進し、廃棄物の減量化と再資源化により、循環型社会の形成に努めます。

■町の取組 -----

- ・ごみ排出マナー向上の啓発に取り組みます。
- ・廃棄物収集運搬業者への適切な指導と監視に取り組みます。
- ・西胆振地域廃棄物広域処理施設の更新にあたり、適正規模の施設建設に努めます。

★住民の取組 -----

- ・ごみの排出マナー向上に努めましょう。
- ・ごみステーションの管理に協力しましょう。

●事業者の取組 -----

- ・廃棄物の適正な分別、保管、運搬、処理を行いましょう。

不法投棄の撲滅

ごみのポイ捨てや不法投棄は、町の景観を損ねるだけでなく、野生生物が誤飲誤食するなど、自然環境にとっても悪影響です。

ごみの排出を適正に管理し、美しいまちづくりに努めます。

■町の取組 -----

- ・不法投棄防止のため、パトロールを行います。
- ・不法投棄抑制看板の設置に取り組みます。
- ・広報誌などによる不法投棄防止に向けた啓発に努めます。

★住民の取組 -----

- ・ごみのポイ捨てや不法投棄はやめましょう。
- ・不法投棄をみつけたら役場環境課に知らせましょう。
- ・まちの美化活動に積極的に参加しましょう。

●事業者の取組 -----

- ・廃棄物は適正に処理しましょう。
- ・まちの美化活動に積極的に参加しましょう。

5 環境を知り学び守る行動が広がるまち



生涯にわたる環境学習の実施

子どもが自然とふれあう機会が減少し、自然離れが進んでいるなか、実践的な環境学習は体験活動を提供し、不足した経験を補う機会として注目されています。

子どもから大人まで様々な世代で環境学習を行い、一人ひとりが環境のことを考え、環境負荷の少ない生活を心がけられるまちづくりを推進します。

■町の取組 -----

- ・洞爺湖ビジターセンター及び洞爺財田自然体験ハウスでの自然体験活動を推進します。
- ・当町の環境を学ぶ機会として、町内小学校での環境教室開催に取り組みます。
- ・環境学習に関する情報提供を行います。

★住民の取組 -----

- ・環境に関するイベントや行事に参加しましょう。
- ・家庭内で節水や節電を行い、日ごろから環境に対する意識を向上させましょう。
- ・積極的に野外活動に参加し、自然とふれあって自然の大切さを学びましょう。

●事業者の取組 -----

- ・環境に関する情報を取り入れ、先進的な取組みや事例を導入し、事業活動に活かしましょう。
- ・従業員に対する社内研修等の行程に環境学習を取り入れるよう努めましょう。
- ・環境に関する取組方針や目標を掲げ、自主的な環境管理に努めましょう。

住民・事業者・町の役割分担とパートナーシップの形成

まちの環境を保全するためには住民・事業者・町が力を合わせて取り組まなければなりません。環境問題に取り組むことで3者を引き合わせるきっかけをつくり、活気あるまちづくりができるよう努めます。

■町の取組

- ・ごみ拾いや環境整備などを行う環境保全団体に協力・支援します。
- ・洞爺湖町環境審議会を設け、環境に関する事項の協議を行います。
- ・酪農学園大学と協定を結び、自然環境の実態把握や対策に取り組めます。
- ・環境問題に関わる職員の知識・理解を深め、効果的な対策が取れるよう取り組めます。

★住民の取組

- ・環境学習会や環境美化活動に積極的に参加しましょう。

●事業者の取組

- ・環境学習会や環境美化活動に積極的に参加し、環境問題に関する知識・理解を深め、日々の業務に活かしましょう。

郷土の歴史・文化の保全と伝承

わが町には入江・高砂貝塚公園などをはじめとした先人たちの文化を知ることができる場所が残されています。

遺跡や施設を活用して先人たちの生活を学び、その知恵を後世に引き継ぐことで、かけがえのない環境を残すことを目指します。

■町の取組

- ・歴史や文化に関する施設の維持管理を行います。
- ・歴史や文化に関する勉強会などを開催し、情報提供を行います。
- ・後世につながる人材の育成に取り組めます。
- ・北海道・北東北の縄文遺跡群の世界遺産の保全、活用を推進します。

★住民の取組

- ・町の歴史を学べる勉強会に積極的に参加しましょう。
- ・地域の行事に参加し、文化の継承に努めましょう。

●事業者の取組

- ・専門技術や知識などを伝承し、人材育成に努めましょう。
- ・地域の行事に参加し、文化の継承に努めましょう。

Column - コラム -

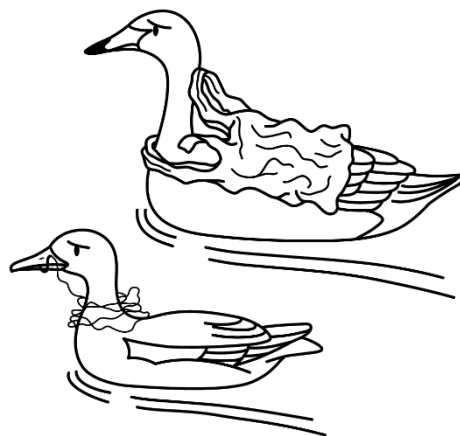
海洋プラスチックごみ問題

近年、海洋プラスチックによる海洋汚染が世界的な問題となっています。海洋プラスチックは陸上から海洋にプラスチックごみが流出することで発生し、日本はプラスチックごみ発生量ランキングにおいて30位となっています（図6）。

	国 名	海洋プラスチック ごみ排出量 (万 t / 年)		国 名	海洋プラスチック ごみ排出量 (万 t / 年)
1位	中国	1 3 2 ~ 3 5 3	11位	南アフリカ	9 ~ 2 5
2位	インドネシア	4 8 ~ 1 2 9	12位	インド	9 ~ 2 4
3位	フィリピン	2 8 ~ 7 5	13位	アルジェリア	8 ~ 2 1
4位	ベトナム	2 8 ~ 7 3	14位	トルコ	7 ~ 1 9
5位	スリランカ	2 4 ~ 6 4	15位	パキスタン	7 ~ 1 9
6位	タイ	1 5 ~ 4 1	16位	ブラジル	7 ~ 1 9
7位	エジプト	1 5 ~ 3 9	17位	ミャンマー	7 ~ 1 8
8位	マレーシア	1 4 ~ 3 7	18位	モロッコ	5 ~ 1 2
9位	ナイジェリア	1 3 ~ 3 4	19位	北朝鮮	5 ~ 1 2
10位	バングラデシュ	1 2 ~ 3 1	20位	アメリカ	4 ~ 1 1
			30位	日本	2 ~ 6

図6 2010年における海洋プラスチック排出量国ランキング。

出典：Jenna R Jambeck ら , Plastic waste inputs from land into the ocean (2015)



コラム 海洋プラスチックごみ問題 ～つづき～

海洋プラスチックごみは自然分解に時間がかかり（図7）、生態系を含めた海洋環境（海洋生物への悪影響など）、観光・漁業や沿岸居住環境などへの影響が心配されます。

また、海洋中のマイクロプラスチック（厳密な定義はないが、大きさが1 mm以下ないし5 mm以下の微細なプラスチックごみ）が生態系にもたらす影響も懸念されています。

海洋プラスチック問題については、地球規模で対策が進んでいくことが必要とされています。第4次循環型社会形成推進基本計画（平成30年6月19日閣議決定）では、

- ① 使い捨て容器包装等のリデュース等、環境負荷の低減に資するプラスチック使用の削減
 - ② 未利用プラスチックをはじめとする使用済プラスチック資源の徹底的かつ効果的・効率的な回収・再生利用
 - ③ バイオプラスチックの実用性向上と化石燃料由来プラスチックとの代替促進
- などを総合的に推進するとあります。

かけがえのない海洋環境を守るため、洞爺湖町からもプラスチック製品の使用を抑制するなど、海洋プラスチック汚染対策の推進に寄与することが必要不可欠となります。

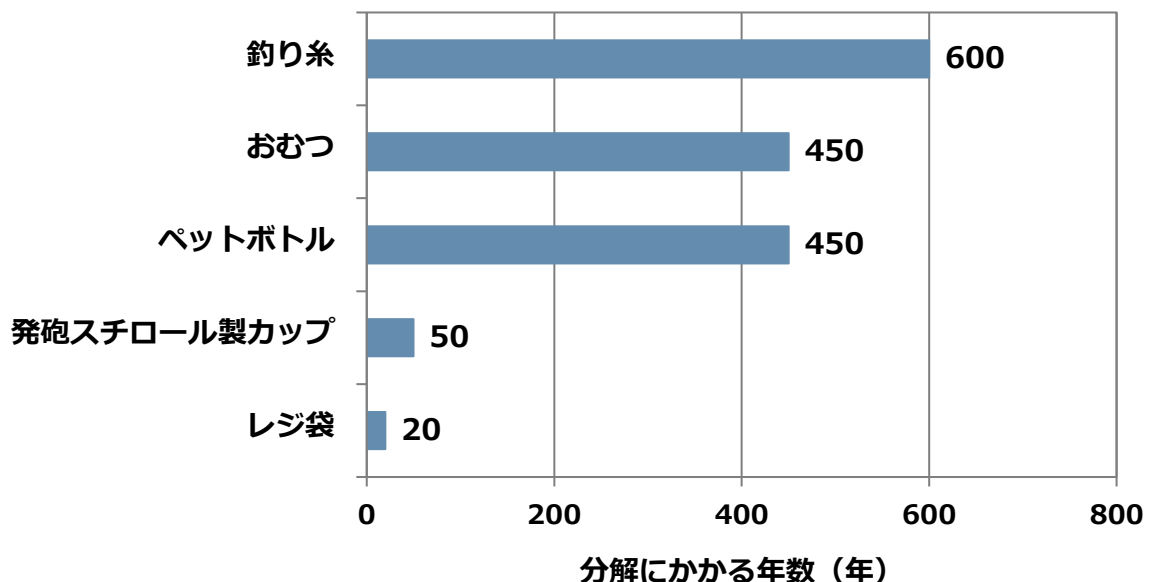


図7 海洋におけるプラスチックごみの分解速度。年数は予想される最大年数。

出典：アメリカ海洋大気庁

第5章

計画の推進と進行管理

1 推進体制

2 進行管理

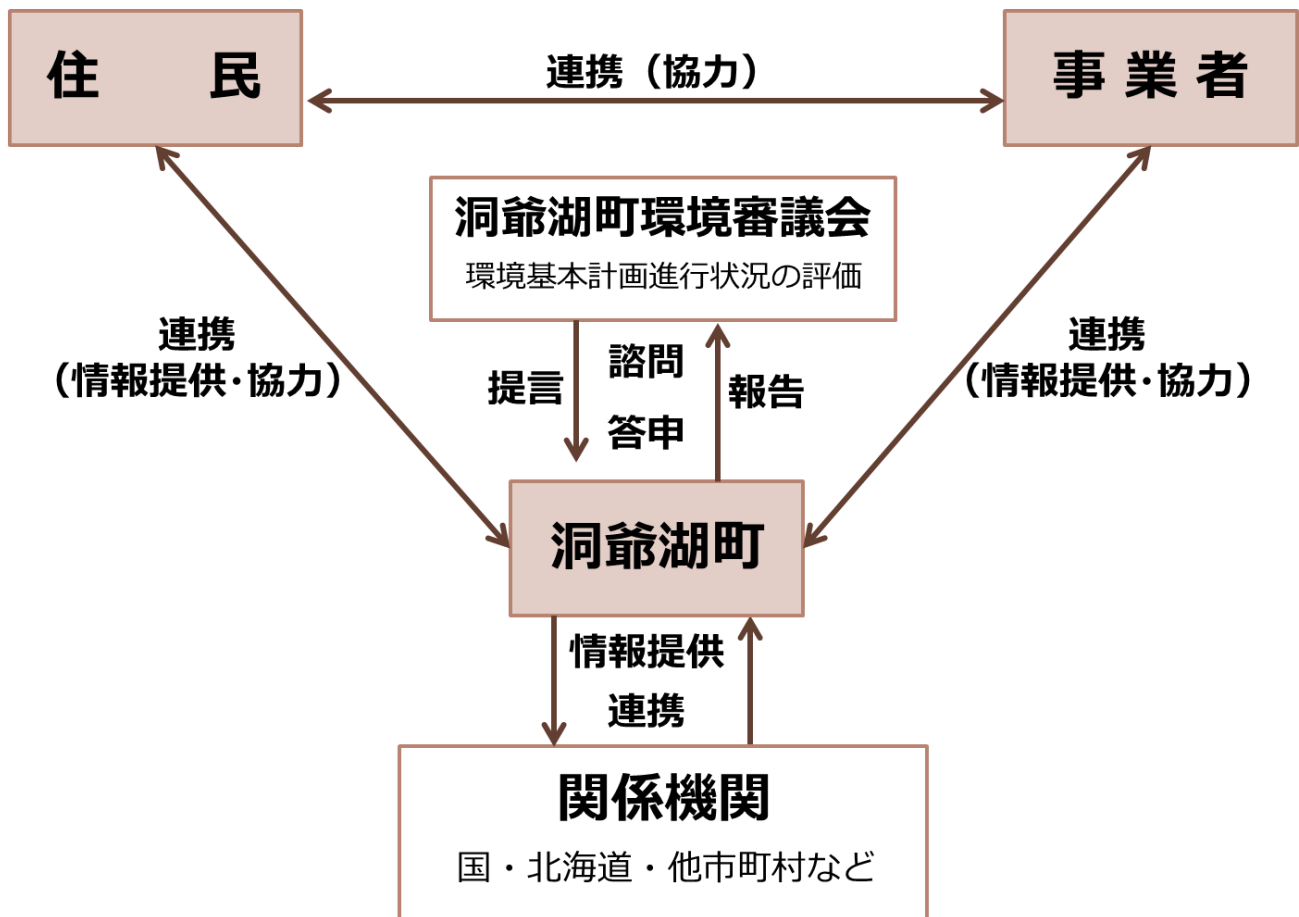
1 推進体制

環境対策は、その範囲が広く、町単独での目標達成は困難です。

洞爺湖町が目指す「湖・山・海とともに歩む心豊かなまち」を達成するためには、住民・事業者・町が連携して取り組むことが重要となります。

(1) 住民・事業者・町による推進体制

住民及び事業者で構成される「洞爺湖町環境審議会」では、町長からの諮問に応じた調査審議を行うほか、町からの報告に対して環境の保全及び創造に関する基本的事項について提言するなど、環境政策分野における町のシンクタンクとしての役割を担うこととし、住民・事業者・町の情報共有や各種調整を通じて、広範囲な視点から環境基本計画の取り組みを推進します。



2 進行管理

計画の進行管理は、P D C Aサイクルに基づき行います。

策定した計画 [Plan] を実行 [Do] し、点検・評価 [Check] を行ったうえで、見直しや改善 [Action] を行い、計画を推進します。

進捗状況は洞爺湖町環境審議会にて、必要に応じて計画の見直しに向けた審議を行います。

また、年次報告として、計画への取り組み状況をホームページなどで報告します。

